

議 事 録

会 議 名	第5期寒川町まちづくり推進会議 第6回会議		
開 催 日 時	平成29年7月24日（月）午前10時00分～11時30分		
開 催 場 所	寒川町役場 東分庁舎2階第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	○出席委員 村崎委員（副会長）、若林委員、杉下委員、大矢委員、鈴木委員、大関委員、千葉（保）委員、伊與田委員、清田委員（会長）、沼井委員、新保委員、平本委員、千葉（広）委員、菊地委員 ○欠席委員 島村委員、藤井委員、千野委員、中島委員 ○事務局 中島町民部長、芹澤協働文化推進課長、米山主幹、越原主査、内藤主事 ○傍聴者数 2名		
議 題	1 各委員会の検討状況等について ①自治基本条例見直し委員会（資料1・2） ②マニュアル作成委員会 （資料3～5、参考資料3-1・3-2、4-1・4-2） 2 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について （資料6・7）		
決 定 事 項	1 議事録承認委員：沼井委員、新保委員 2 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について 資料6の内容で了承。 3 次回のまちづくり推進会議の日程について 平成29年10月2日（月）午前10時より開催		
公開又は非公開の別	公 開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録承認委員の選出 【芹澤協働文化推進課長】3の議事録承認委員の選出だが、これまでのまちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）では、出席されている委員のうち、名簿の順に上からお願いをしている。本日は、沼井委員、新保委員にお願いできればと思うが、いかがか。 【各委員】異議なし。 【芹澤協働文化推進課長】異議なしということで、沼井委員、新保委員、よろしいか。		

【沼井委員】【新保委員】了解した。

【芹澤協働文化推進課長】それでは、これ以降の議事進行については、推進会議規則第4条により清田会長にお願いをしたいと思います。

5 議題

【清田会長】それでは、議題4（1）各委員会の検討状況についてだが、まず自治基本条例見直し委員会のご報告を千葉委員長よりお願いしたい。

（1）各委員会の検討状況等について

①自治基本条例見直し委員会（資料1・2）

【千葉（保）委員】お配りしている資料1は、6月26日に開催した第5回の討論内容をまとめたものとなっている。また、資料2は、20個の論点に対してのこれまでの検討内容を記載している。第5回の委員会は、新しい委員の方も加われ、町の担当者も一部変わられたことから、改めて自治基本条例見直し委員会の成り立ち等について共有するため、振り返りを行った。住民投票制度に関する重要事項の検討事項が20項目の中で、主に、少し戻り、論点3・4・6・7について改めて協議を行ったが、まだ各項目について絞り込むところまでは至っていない状況であると考えている。

—資料1・2の説明—（省略）

【千葉（保）委員】論点12以降が少し置き去りにされた形ではあるが、論点11まで、もう一度くらい協議するために、場合によっては委員会の回数を増やしてでも濃縮させて論議を進めていきたい。なお、その都度菊地先生のご意見も伺いながら方向性を定めていきたいと考えている。後先になるが、住民投票制度については、3年前に勉強会がまちづくり推進会議（以下、「推進会議」という。）の検討部会として設置されており、報告書も作られている。自治基本条例が10年前に制定されたことを考えると、画竜点睛を欠く形で、住民投票制度の項目だけが抜けているので、同制度について検討している茅ヶ崎や横須賀等の状況をよく踏まえながら、委員会の報告書を作成していく。なお、住民投票制度について、町長にどういう考えで臨んでもらえるかが大事だということが委員会の中でも一応一致していると思う。条例を上程するには条例は議会の承認も必要だが、やはり委員会としては、これだけの熱意を持って検討している内容を実現させる方向で、ぜひそういう別の面での働きかけもひとつ行っていくべきではないかというご意見も出されている。

【清田会長】ありがとうございます。第5期推進会議の意見として町へ提出することとなるので、ご理解をいただけたらと思う。やはり一番問題になった、国籍要件について随分ご議論をされているが、難しい問題で、この先なかなか進みづらいところ。論点が20項目ある中で、現在半分程度だが、菊地先生から何かご意見等あればお願いしたい。

【菊地委員】千葉委員長含め、自治基本条例見直し委員会の皆様、大変ご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。現在、論点ごとにご議論いただいていると思うが、その中で、なかなか意見の一致をみないということで、おそらくお困りになっているところもあるかと思う。

仮に最終的に条例を制定して寒川町として実施するのであれば、我々の議論の中では、今、既に施行されている条例があるような自治体で、こういうような例もあれば、こういうような例もあるというような、できるだけ幅広い情報を収集する中で、これでいくんだという形ではなくて、我々としては迷ったが、こういうものがないのではないのかというような並列の意見でも構わないと思うので、そういった形での議論のまとめ方をされるほうがいいのではないのかと思っている。また、外国籍の方を住民投票条例の対象とするか否かは一つの大きな論点となる。ただ、外国人住民を含めないからといって、外国人住民に対して行政として何らかをやっていないのかという形ではなくて、それ以外におそらく色々なやり方というのがあって、川崎市等が非常に進んでいるようだが、そういう中で必要なのかどうかということを多分検討されるといいと思う。また、論点4の住民投票の対象としない事項については、広島市では住民投票の対象としないという決定をめぐって裁判が行われている。それは、誰が決定をするのかということに関して、条文上不明確な点があったため、最終的に裁判で確定した。広島市は、平和記念都市建設法という広島市だけに適用される法律があり、全国でも憲法に基づいて住民投票条例を経験している数少ない市だが、経験をしている市であっても、実際に実施しようとすると様々な点で揉めたりすることもある。寒川町でも、私が知る限りでは戦後一時期、寒川町警察があった時代に、それを廃止するための住民投票条例を実施しているはず。そういう意味で、経験がないわけではないが、不明瞭な点があると、後々問題になるのではということで、「誰が」という主語を入れたほうがいいのではないのかと提案をさせていただいた。他にも色々なご意見があると思うので、ぜひお伺いできればと思う。

【清田会長】ありがとうございます。杉下委員、いかがか。

【杉下委員】論点4の「町長が」を入れるかどうかということだが、私も基本的に入れたほうがいいのかと思う。もう一つは、町長の政策判断のところで、リコールがあるからいいではなくて、例えば汚職とか何かそういう明確なところがあればリコールの対象になると思うが、町民の意思と町長の意思がかみ合わない状態で条例を作ることになった場合、例えば住民票を発行するときの責任者は町長にあるが、町長が自分自身の住民票を発行するときは、副町長が発行責任者となることが地方自治法で規定されている。なので、そういう意味で政策的な判断で町長が大きく関わるようなものである場合に限り、リコールにも該当しないとなれば、「町長が」ではなくて「副町長が」とかというようなケースもあるということ想定してもいいのかと思う。また、国籍の問題について前回も少し話をしたが、憲法15条は「国民」、憲法93条は「住民」と表現をしているが、国民と住民という憲法上の解釈の違いを明確にした中で、住民が税金を払っている。あとは、在住、在勤の違いで、在住の人は、色々な面で公共の福祉を寒川町から得ている。在勤の人は、仕事が転勤等により短期的な関わりのため、受ける公共サービスにもあまり直接的には関わりが少ないと思われる。このため、関わりの多い在住の住民票のある外国人のほうが、まだ多

くの意見が反映されやすく、また、還元すべき貴重な意見になってくるのかと思う。多国籍的なところも考えるならば、外国人の「住民」と「国民」という違いを明確にした中で、国籍要件というのはもう少し緩和した形で最終的に入れ込んだほうがいいのではないかなというのは感じる。

【清田会長】なかなかデリケートなところだが、私も、菊地委員が言われたように、最終的に来年6月に提出する意見の取りまとめとしては並論というか、色々な意見の中で、委員会としては、このほうがベターではないだろうかというような形なのかなと思う。この国籍要件については議論を呼ぶので、よく委員会で詰めていただき、その先の項目についても進めていただけたらと思う。

【菊地委員】千葉委員からのご説明の資料に、滋賀県愛荘町の事例が出ていたかと思うが、愛荘町の住民投票条例は、現在のところ、日本で唯一、在勤、在学者も有権者としている。住民基本台帳に記載のない人をどのように有権者とするかという技術的な問題については、在住者が住民票を移しているのと同じように、住民投票を行う際に在勤、在学者の登録を課すという形でクリアしている。

【清田会長】先日、朝日新聞に取り上げられていたが、町長の意向が非常に強く反映されたような形とのこと。

【菊地委員】愛荘町は、相当在勤、在学者の方が多く、そういった人たちの意見も反映させるべきだということだったと思う。一つのやり方として、具体的な条文などを見ていくといいのかもしれない。

【清田会長】事務局で資料を取り寄せていただければと思う。千葉委員長には、この先もなかなか大きな山が待ち構えていて申し訳ないが、特になければ、このまま委員会として一つ一つ論点を詰めていただくということで、よろしいか。

【千葉（保）委員】わかりました。

【清田会長】それでは、議題（２）マニュアル作成委員会の検討状況等について、本日島村委員長が、仕事の関係で急用ができたということで、千葉（広）副委員長よりご説明を願いたいと思う。

②マニュアル作成委員会（資料３～５、参考資料３－１・３－２、４－１・４－２）

【千葉（広）委員】まず、資料３の協働マニュアルをご覧くださいと思う。６月にマニュアル作成委員会を開催し、前回の推進会議で菊地委員から頂いたご意見、さらに委員会の中で見直しを図った点があるので、前回の推進会議でお示しした資料からの変更点を主要で説明させていただきたいと思う。また、多少の文言等の修正もしているが、前回の資料と照らし合わせていただければと思う。まず資料３の１５ページ「寒川町自治基本条例について」では、前回の資料より、枠で囲んだ条例のイメージの中の町民、町議会、町それぞれの責務等の記載内容を簡略化している。続いて、１６ページ「参加と参画の違い」では、前回の推進会議で菊地委員より「参加と参画が協働への第一歩」という書き方にしてしまうと、協働へのハードルが上がってしまうのではないかな」というご意見を頂き、参

加と参画の違いは事例等で説明をする等、見直しをしている。また、併せて下段のタイトルを「協働につながる参加・参画」から「ところで、まちづくりにはどうやって参加・参画するの？」と変更した。さらに、21、22ページの「協働相談メモ」は委員会で協議し、新しく掲載をさせていただいた。これは、地域課題等に対する団体等での話し合いのメモとして活用していただいたり、実際に役場に相談に来て頂く前に内容等のまとめに活用していただいたりすることを想定しており、事前の相談がスムーズにできるように考えている。

—資料4の説明（省略）—

【千葉（広）委員】概要版は、今後の委員会で詳細な内容を協議していく。また、資料5は概要版のキャッチコピー案の一例となっているが、自治基本条例見直し委員会の皆様が良いキャッチコピーなどがあればご提案をいただければと思う。委員会としては、任期は平成30年6月までなので、年度内にマニュアル及び概要版の中身を精査し、予算等の絡みもあるので、配付する部数についておおよその計算をし、事務局と連携して進めていく形になっている。同時に、報告書も進めていきたいと思うので、よろしく願いしたい。

【清田会長】資料はできれば、なるべく早目に決めたほうがいいが、時間的にどうか。

【千葉（広）委員】これは概要版作成と合わせているので、やはりわかりやすいもの、また、インパクトのあるものがあれば、そちらを採用していきたいと思う。そこはプロモーションのプロである杉下委員に補足をお願いしたい。

【清田会長】杉下委員、キャッチコピーの専門ということで、いかがか。

【杉下委員】概要版のキャッチコピーは、ぱっと見たときに、ずらずらと文字ばかりあると、何か重たく感じて手にしないという人もいるので、まず、何だろうと手にとってもらうようなキャッチコピーや、イラストがあると良い。新聞の広告でも、折り込みが多く入っていると流してしまうと思うので、普段と違うものか、何か非常にインパクトあるものであれば後でゆっくり見るということになる可能性がある。案としてキャッチコピーを10個ほど示されているので、この中で、良いと思われるものを選んでいただきたいし、これ以外にもこんな表現とかこんなキャッチコピーあったらおもしろいのではないかというご意見があれば、頂ければと思う。

【清田会長】時間的に今日の段階で決めなくても大丈夫か。

【杉下委員】この中で少し絞っていただければと思う。

【清田会長】ぜひ皆さんで、また次回までにご検討いただければと思う。質問だが、部数的に委員会として、資料3のマニュアルはあくまでも団体等への配布で、資料4の概要版は非常に多く印刷するというような感じだが、部数的にどのくらいになるのか。

【芹澤協働文化推進課長】概要版は、第4期に作成していただいた協働PRチラシの改訂版というイメージで考えている。前期は事務局において広報に折り込み全戸配布をしたが、委員会の中で、効果的なことを考えると、

広報に折り込みで全戸配付してしまうと、逆に流されて目にとまらないのではないかというご意見が出た。このため、主立った協働の取り組み手の団体や町民の方が手に取りやすいような施設に配架し、ターゲットを絞ったほうがもっと効果が上がるのではないかということになった。色々な団体に配布するほか、病院等を含めた民間の施設、町民の、住民の方が手にとって開いていただけるような場所に配架したらどうかというご意見をいただいた。委員会の中でご検討いただき、概要版は大体2,000部ぐらいを計上していくこととなった。予算の概算要求の時期なので、推進会議の皆さんからもご意見をいただいて、もう一度全戸配付した方が良いということであればもう一度検討をさせていただきたいので、そういったところも含めてご意見をいただければと思っている。マニュアルについては、かなり読み込んで、実際に協働に取り組んでいただくための手引きのようなものなので、こちら公共施設に配架して、どなたにでもとって見ていただくということも必要だが、やはり担い手である各団体に直接お配りして読み込んでいただいて、ああ、こういうことなのかという理解を深めていただくとともに、協働に対しての取り組みを進めていただく参考書的に使っていただけたらと考えている。委員会の中で、主に団体に配布すれば良いのではないかというご意見をいただいたので、ボランティア団体や文化サークル等の団体数を考えて、大体全部で200ぐらい作成すると、地域で活動している主立った団体にはお配りできるのではないかとご報告をさせていただいた。

【清田会長】この進め方についてご理解いただくことでよろしいか。

【大矢委員】協働に関して言っていることはよくわかるが、いつも花植ボランティアやパトロールの例が出ている。確かにこういった活動は立派で素晴らしいことだと思うが、もう少し例を、「ああ、こんなこともやっているのか」「こういうことは町が支援してくれるのか」というような例を挙げていけば、町民の目に止まると思う。私も青少年を対象に色々と活動をしているが、小学生の保護者が、寒川町でこんな活動があったんですかと言って入ってくる人が大勢居るので、そういうことを例として挙げるのが大事ではないかと思う。また、協働には例えばレクリエーション協会や文化関連の団体等もあると思うが、そういう例が全然ここに挙がっていない。私の協働に対する認識が全然ないが、町民も同じだと思う。

【清田会長】私の理解では、町が実施している協働事業を1つの事例として取り上げている。大矢委員から載せたほうが良いのではないかという新しい具体的な事例があれば、まだ最終決定ではないので、委員会へ挙げていただくことでご理解いただけたらと思う。

【芹澤協働文化推進課長】マニュアルに掲載している事例は、委員会の中で検討していただき、3つ挙げさせていただいている。これらは全て町の協働事業で実施しているものではなく、寒川みんなの花火は、町から一切補助金を出していない、資金的なものは全て町民の方が活動している中で集めて実施しているイベントというくくりの中で、事例として挙げさせていただいている。2番の花ボランティアについても、協働事業とはまた違

う事業で、ライオンズクラブさんが主導で始めた事業に、町も協力していた形のものになっている。なお、3番が町の協働事業提案制度の事業の一つの事例となっており、成り立ちや形が違う事例をそれぞれ挙げたほうが良いのではないかとということで、この①、②、③というのを委員会の中で検討し、例として挙げられている。また、町の協働事業は、補助事業ではないので、ご理解いただければと思う。

【清田会長】大矢委員、よろしいか。

【大矢委員】意見があるので、また後で提案する。

【清田会長】ぜひそうしていただければと思う。

【村崎委員】協働というのは、単に町から補助金が出るだけというものではない。先程説明があったが、寒川みんなの花火は、町から補助金を出していないが、人手を出したり、事業がスムーズにいくように色々一緒に協力したりしているものだと思うが、そういうのが協働だと思う。もちろんお金があれば助かると思うが、それだけではないと私は思っている。

【芹澤協働文化推進課長】様々な形があるということ。

【大矢委員】私が言っているのは、協働で実施している事業はこの他にもたくさんあるということ。

【清田会長】もちろん、そういう認識の上で、一つの事例として挙げている。

【菊地委員】大変熱心にお作りいただきありがとうございます。杉下委員がいらっしゃるので、ぜひこのマニュアル自体ができた後の使い方、仕掛けも含めて、やはりどのように使われているのかというところが、他市の事例も含めて気になるところ。逆に言うと、どのように使われているのかということがフォローできるようにつくり方というか、難しいが、印刷物の配付ではできないが、例えば、ダウンロードした回数を捕捉しているような自治体があるのかどうかや、あるいはアクセス解析でどういった人たちがこういったマニュアルを目にしているのかというようなことなど。あらかじめ寒川町で公開したときに残るような形で作成配付、あるいはネット上で公表をすると、将来的にこれをつくった後の費用対効果について把握できるのではないかなと思う。そういったことも念頭に置いて、他市の使われ方の事例、どんなふうに捕捉しているのかという部分も、完成した後に少しお考えになると、非常にいいのではないかなと思う。

【清田会長】作って終わりではなく、そこがスタートラインであり、その後の検証をどうやって行うのかというのは、担当課のほうでも色々なデータベースで載るような追跡の仕方を工夫していただければと思う。要は、私が個人的に思うのは、行政は色々なアイデアで仕掛けを作り、町民が知らないうちに自然にそこに巻き込まれていくように、課単独ではなく、横断的に町全体として向かう方向性をしっかりと色々な形でつくっていくのが、一番のキーポイントだと思っている。今は行政の格差や、行政間の競争があるが、そこが一番、今、世の中で問われているところではないかなと思うので、ぜひこれは専門職の行政の皆さんが色々知恵を出してもらって、作成後の追跡方法のアイデアを出してやっていただくとありがたいと

思う。

【中島町民部長】まさにおっしゃるとおりだと思っていて、作るのではなくこれを活用していくということが目的となる。私から提案するのも何だが、作ったものはある種テキストなので、団体等へ送って終わりではなく、例えば町内を3つぐらいに分けて講座みたいなのを巡回でしたり、団体を集めて説明会をしたりというアフターフォローみたいなものが、来年度以降に大事になってくるのではないかと思うので、その辺も含めて委員会の中でご検討いただけるとありがたいと思う。

【清田会長】ありがとうございます。まさにそこが肝だと思うので、ぜひ皆さんで工夫をしていただけたらと思う。では、続いて議題（2）寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について、事務局よりご説明をお願いしたいと思う。

（2）寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正について

【事務局】それでは、議題の2番目、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部改正についてということで、資料6と7をご覧くださいければと思う。町では、資料7のとおり、自治基本条例第15条の会議公開の原則の規定に基づき、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則というものを制定している。町には、この推進会議のように法律や条例で必要な調査などのための附属機関として設置される会議や、要綱などによって設置される協議会、委員会など、会議が多数ある。この規則では、それらの会議を開催する場合に当たっての事前の公表の方法や、会議当日の公開方法などについて定めているが、今回、大きく2つの点について一部改正をさせていただきたく、皆様のご意見をいただければと思う。

—資料6の説明（省略）—

参考となるが、近隣の自治体の公開状況については、議事録等はそのところが情報公開コーナーとホームページの2カ所に置き、会議開催年度の翌年度末まで公開をしているという状況にあった。また、会議の運用状況については、議事録と同じく、情報公開コーナーとホームページの2カ所、またはそのどちらか一方のみで、公開期間は公開の日から1年間、または会議開催年度の翌年度末、他にも特に規定はしていませんよというところがあった。なお、今回の一部改正では、資料6、改正内容の下に米印で記載させていただいているが、公開期間が過ぎた後については、寒川文書館で行政資料として町民の皆様に閲覧していただけるようにしていく。文書館では検索システムが使える、また、職員による対応も可能になる上、基本的に永年保存となるので、さかのぼって資料を調べたいという方の対応もできるようになる。また、これまで公開していた場所でないという町民の方からの要望があった場合については、協働文化推進課にご連絡をいただくようにし、必要とされる施設に資料を送らせていただいて閲覧をしていただくこととしていきたいと考えている。今回のこの一部改正について、この場でご意見をいただき、ご承諾いただけたら、今後、内部の庁議に諮り、予定では平成30年4月1日からの施行を予定している。説明は以上となるので、よろしくをお願いしたい。

【清田会長】ありがとうございました。今、世の中では情報公開が一番テーマとして出されているわけだが、現状を見て、ある程度絞った中での情報公開をする代わりに文書館で行政資料として閲覧ができるということだが、ご意見等があればお願いしたい。

【菊地委員】念のために確認だが、公文書の保存年限は5年だと思うが、情報公開請求になった場合の対象というのは、寒川文書館に永年保存されるので、従前と変わらず対象となっているということか。

【米山主幹】保存年限の問題になるが、町の中で、こういう文書は何年間保存しなさいというのは決まっているが、会議の議事録について、何年間保存しますよという規定はなく、各主管課で判断している。このため、公開する期間が今まで5年間で、永年で保存しているところもあれば、5年、10年で廃棄になっているようなところがあるかと思う。今回の改正で、文書館に置かせていただくと、行政刊行物と同じような扱いになり、基本的に文書館に配架しているものなので、情報公開請求がなくてもいいものとなる。

【清田会長】置いてあり、見せてくださいと言え、すぐ出てくるということでもいいか。

【米山主幹】はい、本と同じように置いてあり、自分でも探せるし、文書館に職員がいるので、何年度の何回の会議録を見たいと言え、案内して見られるような状況になる。今回の改正は、文書館とも協議し、サービス縮小だけではなく向上という視点もあるので、こういった形で進めたいということでご理解を得られればと思う。

【菊地委員】よくわかりました。

【清田会長】ある意味の簡素化にはなるが、情報は必ず確保できているということ。

【芹澤協働文化推進課長】資料7に、現行の規則をつけさせていただいているが、第8条第3項に記載のとおり、文書の情報公開の一環として、公共施設において閲覧ができるようにしている制度となる。運用するためには、資料をペーパーで置くための経費や事務量も多くかかるので、見直しをさせていただければと思う。

【清田会長】情報公開に対しての考え方は変わっていないということで良いか。

【芹澤協働文化推進課長】はい。施設に配架して閲覧をしていただいた部分の簡素化をさせていただきたいという内容となっている。

【清田会長】特にご意見がなければ、町のほうで最適なものを判断されるということなので、推進会議としては了承とさせていただければと思う。

【千葉（保）委員】広報への掲載については、会議の運用状況のみが規則に明記されているが、ページの枠は大きいのか。

【事務局】公開した会議が幾つで非公開が幾つでという概要の数字だけなので、小さいスペースで毎年1回公開している。

【千葉（保）委員】それはあまり負担にならないのか。

【事務局】取りまとめの数字を載せているので、事務負担は多くはかかっ

ていない。ありがとうございます。

【村崎委員】こういう形になるのであれば、文書館から意図的に持ち出さないように保管管理を徹底してほしいと思う。

【清田会長】それは一定のルールが決まっているということではないか。

【米山主幹】行政刊行物として取り扱いは、閲覧とコピーで、基本的に貸し出しの対象ではない。また、それぞれＩＣチップで管理しているので、持ち出そうとするとゲートで引っかかるような仕組みになっている。今まで配架する施設が何カ所もあり、協働文化推進課で回り切れないこともあったので、今後は今までよりも綺麗に管理されると思う。

【清田会長】そういう意味では、文書館ができたことは非常によかった。特になければ、そのまま原案どおりお進め願いたいと思う。続いて、5 その他の、寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について事務局よりご説明願いたいと思う。

5 その他

（１）寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業について

【事務局】寒川町みんなの協働事業提案制度モデル事業についてだが、これは、寒川町基本条例に掲げる自治基本理念である、町民と町が協働するまちづくりを推進するために、地域の課題等の解決に向けて、町民と町が協力して役割分担して行う事業の提案制度で、平成27年度より3年間で試行的に進めている。今年度は6事業、現在実施していただいているが、これまで事業を続けてきた中で、色々な課題が見えてきている。例えば、現在、4月にプレゼンテーションを行い採択事業を決定し、5月に補助金を交付しているが、予算の議決の問題等もあるが、前年度に行うことができないか。また、対象事業の要件として予算の見積もりや実施計画が適正であることが条件となっているが、実際に実施してみると、当初の計画との違いが出て来たり、その後の持続性に関して若干問題が出てきたりするところもある。さらに、目標の共有不足となるが、事業協力課と実施団体との間の関係性が思ったより深まっていけない傾向が見られることもあった。現在、町民ボランティア団体登録制度に登録している団体等が20、町内のNPO法人が8団体で28団体等となるが、近隣自治体と比較して、ベースになる協働事業にエントリーできる団体の数が極めて少ない状態となっており、実際、今年度の6事業も新規事業としてエントリーされたのが1事業のみとなっている。現在のまま続けていくのにやや難しい点が幾つか出てきており、今後事務局で見直しを行い、骨子案ができた段階で、推進会議の委員の皆さんにお示ししたいと思っているので、よろしくお願いしたいと思う。

【清田会長】町で3年間モデル事業として実施し、今年は最終年度となる。私も選考委員として携わる中で一番懸念したのは、結局、団体数がなかなか増えないことが非常にネックになってきているというような気がする。このことについて、解決策やアイデアがないか。いわゆる自主的に自分たちで立ち上げるということも含めて。残念ながら寒川はこういう分野がなかなか進みづらいということだが、杉下委員、どういうふうにしたら団体

が立ち上がるのか、何かアイデアなどがあればお願いしたい。

【杉下委員】他のところでも実際はNPOの立ち上げもまずは小さく産んで大きく育てようという慎重論があると思うが、逆に大きくどんと最初からやろうよと、それでもできるんだよくらいの事例を、幾つか紹介するのもいいと思う。どうせやっても無理だろうと、初めから何か諦めが出てしまう部分はあると思うが、それがいい意味でできるというのがNPOや住民活動などの協働のダイナミックスさだと思う。なので、そういったのが1つ、2つでも、先程大矢委員が言われたように、事例のところで、こういうのは少しコンパクトだなというのは一つあると思う。現実的なところで、一義的にはこういうマニュアルなどを作ることはいいと思うが、別に違った発信のところでは、こういうダイナミックなこともできるんだよと、ああ、そうなんだというところで意識改革や、自分の中の行動改革にも繋がるきっかけにもなると思う。それを並行してやると、大矢委員の意見も生きてきたりとかするかもしれないが、今作成しているものに入れようとすると非常に難しいと思うので、委員会のほうでも並行した、そうすると、そういう動きのところで、今度、菊地先生の言った、それぞれの数値の検証等をやると、色々とまた次の一步が見えてくるのかと思うので、そこは委員会で検討できればいいかと思う。

【清田会長】鈴木委員は、現実、色々と立ち上げて行動されているので、実態をご報告いただければありがたい。

【鈴木委員】この問題は、私が以前、社会教育委員をやっていたときに言ったが、今の寒川の協働と社会教育は、極めて類似したカテゴリーの中にあると思うが、社会教育が、私は今年になって1カ月半、文科省の社会教育主事の講習を受けてきたが、生き生きしている町は、そういうことが非常に活潑になっている。私が社会教育委員だった時、2年に1回、教育長に対してレポートを出して終わりだったが、そういうことではなく、もっと具体的に住民活動に参加していくような、社会教育的な仕掛けのところを強くしないといけない。町民がただ自発的に上がってくるのを待っているだけでは遅いし、そういう仕掛けを町としてやらないと、ただ少ない、少ないだけでなく、少ない根本的な理由は何なのかを考える必要がある。私は協働事業の考え方は非常にいいと思うが、社会教育を教育委員会に分離してしまっているために、本当はもっとしっかりとスクラムを組んでやるべきものが、少し片手落ちかなというようなことになっている。これは、もっと町で総がかりで、社会教育が、教育委員会になっているが、もっと町側のほうに入れて、協働とまさに社会教育が協働するみたいな形のことをやっていかないと、この町の文化的な後進性を打破できていけないのではないかと思う。

【清田会長】まさに鈴木委員がもがき苦しんでいる姿がよくわかる。色々ご苦労がある。私も、先ほど私見で言ったが、行政はいかにアイデアでこの仕組みをつくるかになる。1つの課とか縦割りの中で1つの仕組みというのはなかなかつくりづらいので、教育委員会に全部を投げるのではなく、いかに仕組みを行政でつくり、それを住民に投げかけて、誰かに頼み

込み立ち上げてもらって、それに応じたものをつくるようなことのアイデアを出していかないと、まさに行政格差というのが出てしまう。話は変わるが、たまたま茅ヶ崎の、観光協会の局長をよく知っているのだが、茅ヶ崎の観光行事は、土日休んだことがないというぐらいだという。なぜかという、自発的に市民がこういうことをやりましょうとアイデアをどんどん出して、市もそれに対して色々とバックアップをしている。寒川は何でできないのかと言うと、やはり住民の意識が違うのでないか、そう言われると寂しいが、その努力が必要。

【鈴木委員】逆に、人口5万人以下のコンパクトな町の良さというのをもっと出していけば、必ずいい結果に繋がる。例えば茅ヶ崎市約25万人、藤沢市約40万人とかでやるよりは、私は約4万8,000人だからできることをやっていくと、もっと仕掛け方によっては結構うまく回っていくなと思い色々やっているが、なかなか難しい。生涯学習は自分の楽しみだけではなくて、それをどういうふうな形で社会還元役に役立てていくか。

【清田会長】菊地委員、いかがか。

【菊地委員】まず一つは、リーディング事業のようなものをつくっていくといったら変だが、あえて、営利事業ではできてないが、営利企業が非営利事業として何かに関わっても構わない、担い手として、NPOの非営利法人に限らないと思う。そういう意味でいうと、寒川町にある様々な事業所が何か一緒になって自分たちの事業所の強みあるいは持ち味を生かして何かやるということだと、先ほどボランティア登録のある20団体等、NPO法人の8団体とあったが、その分母はもう少し広がるのではないのか。あとは、この28の中でそれぞれの持ち味を生かして、活動団体あるいはNPO同士の協働に町が関わるというような組み合わせなど、色々なパターンがあると思う。こういったこともできますよということを提示していくということになるし、先ほど部長がおっしゃったとおり、このマニュアルができて、そういった協働事業の、マニュアルを見ながらそれをつくっていく、言ってみれば企業提案ではないが、事業提案のようなことをみんなで楽しく考えていくような下地をつくっていけば、様々な例がもう少し出てくるのではないのかと思う。

【清田会長】4月議会を傍聴した際、協働事業提案制度について、行政提案型で、行政サイドが逆に投げかけて、人集めも全て行い、それが巢立ったら一つの事業としてやるというような提案があった気もする。

大関委員は教育委員で色々のご苦労されていると思うが、鈴木委員が先程言われた社会教育などについて、情報があれば教えていただければと思う。

【大関委員】先ほど言われていたように、皆さん昔からついているからやっているんだよというイメージ。なので、そこをもっと直していかないといけないと私も思っていて、何回か提案させていただいているが、今のところはそのまま担当としてはやらせてもらっているという形になっている。

【清田会長】フロンティア制度という新しい取り組みも委員会でやってい

た。

【大関委員】教頭先生の経験者がOBとして各学校に入っている。あるいはとにかく経験者の人数が足りないので、賛成するかしないかは別として、教頭先生経験者が学年主任に戻ったりということを今やっている。フロンティア制度に関しては、経験の少ない先生たちは、安心して、フロンティアの先生に色々なアドバイスをいただきながら進んでいるのも確かで、先生たちからも良い意見は出ている。

【清田会長】ぜひ皆さんも各団体から選出されているので、何かアイデアがあったらお願いしたい。資料5のキャッチコピーも、寒川町をイメージアップするようなものをぜひ考えていただけたらと思う。

【杉下委員】キャッチコピーは例として10個記載されているが、この中で3つくらい良いと思うもの、また、これ以外に思いついたものがあれば、事務局にお伝えいただいて、まとめたものをまた次回の委員会で精査させていただく時間があればと思う。島村委員長が居ない中、勝手に私からすみませんがよろしくをお願いしたい。

【清田会長】本当に杉下委員はアイデアマンで、話すと非常に夢があって、我々の発想とは全然違うので、やはり世の中にはこういう人がいるんだなという驚きもしている。

それでは、協働事業について、補足等があればお願いしたい。

【芹澤協働文化推進課長】様々なご意見をいただき、本当にありがとうございます。担当からも説明させていただいたとおり、3年間のモデル事業の中で色々な課題が出てきている。仕組みも見直さなければいけないが、もう一つ大きな課題として、きっかけの部分をやはりしっかりと行政も考えて、働きかけをしていかないといけないというのがあるので、検討し、また皆様にご提案をさせていただければと思うので、よろしくをお願いしたい。また、杉下委員からご提案があったとおり、キャッチコピー案など、ぜひご意見をお待ちしているので、よろしくをお願いしたい。

【清田会長】中島部長、斎藤議員からこういった質問があったのかお伺いしたい。

【中島町民部長】その前に今、団体の件で色々とお話が出ていたが、確かに風土的な部分もあろうかと思うが、行政として幾つか反省点があり、公民館の仕組みがいつの間にか変わり、既存の利用団体だけの活動の場になってしまったのが、少し残念だったのかと思う。昔は講座を開催したら、必ずグループを作っていて、そのグループが昔はたくさんあり、お互いに切磋琢磨したり、一緒になってみたり、離れてみたりと、お互いに刺激があった。しかし、今見るとかなり人数が少なく、一部の団体だけが自分たちの部屋の利用をめぐる色々トラブルが起こらないように運営をされているのかなという状況があるので、その辺が少し公民館という性格上、どうなのかなという部分がある。また、先ほど鈴木委員から社会教育主事の話があったが、前は必ず教育委員会に行けば社会教育主事の資格をとるようなシステムがあったが、いつの間になくなった。やはり社会教育主事はとても大事な仕事で、事業の企画立案はするが、それがメインで

	はなく、コーディネーターとなる。地域の色々な団体同士をくっつけてみたり、個人個人をくっつけてみたりすることによって、先ほどから出ているコラボなど、新しいことが始まる。全然関係ない人たちが集まって新しい課題が見つかり、そのことをやってみようという流れが、今はないのかなと思う。地域で色々な活動をおそらく皆さんがしていただいているはずだが、行政はそれぞれのセクションでは持っているが、それをコーディネートする力のある職員がいない。なので、社会教育主事の資格でも持っていれば、もう少し上手いくっつけ方ができて、課題解決に向けて道筋をつくってあげられるのかと思う。そういったところで職員の能力が足りない部分はあるのかと、少し反省をしていたところ。本題に戻るが、斎藤議員のご質問については、協働という視点ではあるが、幅広くご質問をされたという部分で、我々の捉えている協働とはかなりスケールが違った部分があり、直接協働とはこういうものですよというような議論のかみ合いではなかったというのが現状。 【清田会長】論点そのものが協働ということではなかったのか。 【中島町民部長】特に協働という狭い焦点での話ではなく、協働という視点で、幅広いご質問をいただいた。 【清田会長】ありがとうございました。それでは、(2)次回推進会議の開催日程について、事務局からご説明をお願いしたい。 (2) 次回まちづくり推進会議の開催日程について 【事務局】次回の推進会議は、10月2日の月曜日、午前10時から開催をさせていただきたいと思うので、また改めてご通知をさせていただくので、よろしくお願いいたします。また、10月以降の会議については、先ほど説明させていただいた協働事業提案制度の見直しのことや、報告書を作成する必要もあるので、正副会長と菊地先生とご相談させていただき、時期については改めてご報告をさせていただければと思う。 【清田会長】ありがとうございました。議事は終わったので、事務局のへお返すする。 【芹澤協働文化推進課長。】本日は長時間にわたりご議論いただき、本当にありがとうございます。また、色々なご提案もいただきありがとうございます。本日いただいたご意見、ご提案について、またそれぞれの委員会、次回の10月の会議に向けて事務局も検討させていただきたいと思うので、よろしくお願いいたします。 6. 閉会 【村崎副会長】省略 ～午前11時30分閉会～
配付資料	○次第 第5期寒川町まちづくり推進会議 第6回会議 ○資料1 第5回自治基本条例見直し委員会・概要 ○資料2 住民投票制度の各論点に対する検討結果 ○資料3 協働マニュアル案 ○資料4 協働マニュアル概要版骨子案 ○資料5 協働マニュアル概要版キャッチコピー案（一例）

	○資料6 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則一部改正について ○資料7 寒川町審議会等の会議の公開に関する規則 <参考資料> 参考資料3-1 【津山市】協働推進マニュアル(表紙) 参考資料3-2 【飯山市】飯山旅々。パンフレット(表紙) 参考資料4-1 【磐田市】みんなが主役!協働のまちづくり(表紙) 参考資料4-2 【府中市】協働でつくろう笑顔あふれるまち府中(表紙)
議事録承認委員及び議事録確定年月日	沼井委員、新保委員(平成29年9月15日確定)